

平成 25 年 1 月

申請者各位

堺市開発指導課長

「堺市開発行為等の手続に関する条例」に基づく事前協議、都市計画法第 32 条に基づく協議（開発許可申請を含む）における擁壁の構造計算について

○ 1 m を超える擁壁の構造計算について

本市では、高さ 1m を超える擁壁設置に関して、原則として、構造計算書を添付書類とし、「宅地造成等規制法のしおり 宅地造成工事技術資料 平成 12 年 7 月改正」6 頁に記載しております「鉄筋コンクリート擁壁」に該当する場合に限り、例外的に構造計算書の添付を求めておりませんでした。

しかし、平成 25 年 4 月 1 日受付け分の事前協議から 1 m を超える擁壁設置に関しては、例外的な取扱いを行わず、全ての場合に構造計算書の添付が必要となります。

○ 1 m 以下の擁壁について

1 m 以下の擁壁設置に関して、擁壁の構造計算書を添付書類としておりません。

これは、1 m 以下の擁壁の構造計算書の添付が不要であるということに過ぎず、擁壁の安全確認は設計者において行って頂くこととしているものです。

「宅地造成等規制法のしおり 宅地造成工事技術資料 平成 12 年 7 月改正」5 頁で 1 m 以下の重力式擁壁の構造図を掲載しておりますが、平成 25 年 4 月 1 日以降の事前協議及び都市計画法第 32 条に基づく申請において、この重力式擁壁の構造図を利用する場合も、他の 1 m 以下の擁壁と同様に、開発区域内の土質の状況等を勘案して安全確認をしていただく必要があります。